

# ものれ〜る 86号



令和元年 12月1日発行

ご意見・ご感想をお寄せください。

発行 武蔵村山市 都市整備部 交通企画・モノレール推進課

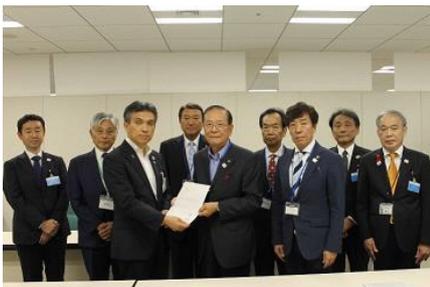
Tel 042-565-1111(内線 279) / Fax 042-566-4493 / E-mail kotsukikaku@city.musashimurayama.lg.jp

## 多摩地域都市モノレール等建設促進協議会において 要望活動を行いました

昨年度より多摩地域の全市町村の加盟となった多摩地域都市モノレール等建設促進協議会が関係機関に対し要望活動を行いました。

### 東京都

10月9日



要望内容(要旨)  
事業化に向けた具体的な調整、事業計画の検討を進めるよう要望

### 多摩都市モノレール株式会社

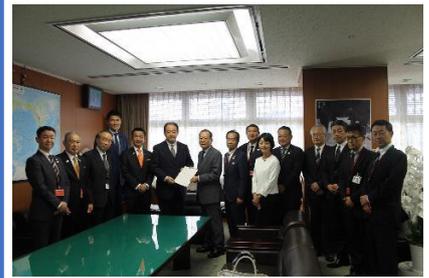
10月11日



要望内容(要旨)  
公共交通を担う事業者として、多摩都市モノレールの延伸が一日も早く事業化するよう要望

### 国土交通省

10月23日



要望内容(要旨)  
インフラ外事業費に対する補助制度の一層の拡充や財源確保を含めた検討を進めるよう要望

## 多摩都市モノレール延伸PRカレンダー

♪ 絶賛発売中 ♪



モノレール もっと身近に!! この街に!! 武蔵村山市

「令和元年度 多摩都市モノレールフォトコンテスト」  
の入賞作品を掲載したモノレールカレンダーを作製しました!

● 販売場所: 市政情報コーナー (市役所1階)

情報館「えのき」(イオンモールむさし村山内)

● 販売価格: 300円

※売り切れ次第販売終了となります。



# 新青梅街道沿道第四地区

## 用途地域等の変更及び地区計画の策定に関する説明会

(10月8日) が行われました!!

「新青梅街道沿道地区まちづくり計画」(平成26年3月策定)

「武蔵村山市まちづくり条例」に基づき、まちの軸としての役割を担う新青梅街道とその沿道を積極的にまちづくりを推進する地区として、市民の皆様がた等との協働により、土地の効果的な利用や機能向上を図るためのまちづくりの方針・ルールなどを定めたものです。

「沿道地区まちづくり計画」に掲げた将来像を実現するためには

都市計画に基づいた具体的なルールづくりが必要

- ①「用途地域等」の見直しによる計画的な土地利用の誘導
- ②「地区計画」の策定により、周辺環境と調和したにぎわいと統一感のある良好な街並みの誘導

### 用途地域等の変更及び地区計画の策定対象地域



今回は左の図に示した第4工区及び第5工区の一部区間の沿道を基本とした「**第四地区**」を対象としています。

#### <対象地域>

- 三ツ藤三丁目地内
- 三ツ木二丁目地内
- 中原一丁目・二丁目・三丁目地内
- 岸一丁目地内

### 用途地域※等の変更案

※用途地域とは、都市計画によって住宅や商業、工業などの建築物の用途に応じて地域を区分し、建蔽率や容積率等を定めたものです。



現在



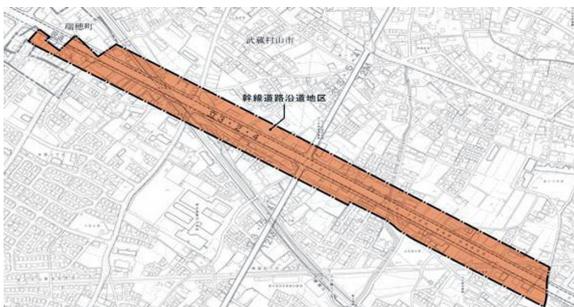
変更後

現在の用途地域から、拡幅後の沿道30mの区域が「**準住居地域**」に変更されることにより、これまで制限されていた、3,000㎡以上の店舗、業務施設等の立地が可能となります。

### 地区計画※の策定案

※地区計画とは、地域住民と市とが協力して、道路や公園、土地の使い方や建物の建て方等のルールを都市計画として定めたものです。

**地区計画の目標**：新青梅街道の拡幅整備に合わせて、沿道の適正かつ効果的な土地利用の誘導を図るとともに、周辺環境と調和した沿道型の商業業務施設や中低層住宅が複合的に立地するにぎわいと活力のある沿道市街地の形成を図ることを目標とします。



### 策定内容(建築物等の整備の方針)

- ①建築物等の用途の制限
- ②建築物の敷地面積の最低限度
- ③壁面の位置の制限
- ④建築物の高さの最高限度
- ⑤建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
- ⑥垣又は柵の構造の制限
- ⑦土地の利用に関する事項